

**奄美群島国立公園 喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域
管理運営計画書（案）について**

沖縄奄美自然環境事務所

1. 国立公園の管理運営計画について

(1) 作成目的

- ・地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ること。

(2) 作成主体

- ・地方環境事務所長又は自然環境事務所長（※本管理運営計画では、沖縄奄美自然環境事務所長）

(3) 作成手続

- ・地元自治体をはじめ地域関係者からの意見聴取
- ・自然環境局長との協議（許可届出取扱方針、公園事業取扱方針の策定・変更に係る場合）
- ・パブリックコメント 等

(4) 管理運営計画の内容

主に以下の事項を定める。

- ①国立公園及び管理運営計画区の概要
- ②ビジョン
- ③管理運営方針
- ④風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- ⑤適正な公園利用の推進に関する事項
- ⑥行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項
- ⑦国立公園関係者の連携体制等に関する事項

2. 奄美群島国立公園 喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域管理運営計画書の策定

(1) 策定の背景と作業方針

- ・奄美群島国立公園は、平成 29 年 3 月 7 日に我が国で 34 番目の国立公園として指定。喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域における、指定後初めての管理運営計画の策定となる。
- ・同地域について、国立公園のテーマ「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と海と島人の暮らし～」のもと、科学的データに基づいた順応的管理（生態系管理）、人と自然の関わりの中で形成された風景や風土を国立公園の価値として位置づけ将来に守りつないでいく環境文化の考え方に基づく国立公園の管理運営を進めるために、管理運営計画を策定するもの。

（参考）「奄美群島国立公園奄美大島及び徳之島地域管理運営計画」は令和 2 年 3 月に策定済

(2) 策定案の概要（主なものを掲載）

1) 許可、届出等取扱方針

- ・造礁サンゴなどの特異な海域景観を保全するため、海域公園地区の全行為について審査基準を

設定

- 改変等を必要最小限に抑え、行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないよう対策を講じる。
 - 行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行い、移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、適宜事後のモニタリングを行う。
- ・ 主要展望地から眺望される海岸景観について、海と陸を一体として保全するため、広告物等の設置等に関する基準を明確化
- 特別地域：
 - ・ 本体に使用する材料は、原則として木材や石材の自然材料とし、色彩は素材色又はこげ茶色とする。ただし、砂浜等の海岸部では灰色系統の色又は白色系統の色も可とする。
 - ・ 表示面の地に使用する色彩は、自然材料の素材色、こげ茶色やベージュ色等の茶色系統の色を基調とする。ただし、砂浜等の海岸部では灰色系統又は白色系統も可とする。
 - ・ 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とし、絵図画や写真等は派手な色彩は避ける。
 - 海域公園地区：
 - ・ 本体に使用する材料は、可能な限り木材や石材の自然材料とし、色彩は素材色又は灰色系統の色とする。
 - ・ 表示面の地に使用する色彩は、自然材料の素材色、灰色系統の色を基調とする。
 - ・ 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とし、絵図画や写真等は派手な色彩は避ける。

2) 公園事業取扱方針

- ・ 公園事業ごとに、許可、届出等取扱方針に準じた取扱方針を設定。

(3) 改定の経過及び施行に向けたスケジュール

R3.3～ 関係行政機関等の地域関係者と事前調整

R7. パブリックコメント開始

パブコメ結果の公表準備（管理運営計画書の施行前に公表）

管理運営計画書案の自然環境局長協議

施行